

私たちの提言

再審制度が、本当に無実の人を救うものとなるために

2014年3月27日、放火殺人犯として死刑を宣告されていた袴田巖さんが、再審（裁判のやり直し）を認められ、47年ぶりに釈放されたニュースは、日本中に衝撃を与えました。これ以前にも、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉冤罪事件など、いずれも無期懲役という重罪を言い渡された人たちが、再審によって次々と無罪になりました。

裁判にはこれほどの間違いがあること、無実の人の訴えが踏みにじられ、犯罪者の汚名を着せられることがあること、その冤罪をそぞろためには、膨大な時間と、気の遠くなるような犠牲が必要になることが、あらためて浮き彫りになりました。

私たちは、再審には、少なくとも次の2点の法改正が急務であることを提言します。

提言1 すべての証拠を開示せよ！

再審は、無実の人の最後の救済手段です。しかし、再審裁判に関する法律は、刑事訴訟法の一部分（第4編）わずか19箇条しかありません。

「事実の取扱ができる」（同法445条）とあるだけで、具体的にどのように手続きをすすめるか、まったく規定がないため、担当裁判官の裁量ひとつで決まっているのが現実です。

ことに重大な問題が、確定審までに提出されなかつた証拠の開示です。再審を請求するには、新規証拠を提出しなければなりません（同法435条6号）。しかし、その証拠の全ては、検察官の手に割られています。検察官は有罪を覆す恐れのある証拠、言い替えれば再審請求人にとって有利な無罪方向の証拠をすすんで開示することなどありません。しかし、これまで再審無罪となったケースのはば全てで、検察から開示された証拠が無罪の決め手となっています。

裁判を公正に行うためには、検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定がどうしても必要です。

提言2 検察官の不服申立を禁止せよ！

また、こうした困難なたたかいを通じて、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立（調停抗告や特別抗告）をすることができるため、再審開始が理不尽なほど遅らされたり、はなはだしい場合は取り消されたりしています。これもまた、再審制度を有名無実化する元凶です。

二度と冤罪被害者を生まないで

警察は、朝から深夜まで毎日取調べをおこない、「お前がやったんだろ」と「自白」を迫りました。一度犯人と決めつけられると、証拠をねつ造してでも、でっち上げた虚偽を組織ぐるみで守り続ける。これが警察、検察の実態です。唯一、信じていた裁判所も、私の訴えに耳を傾けず、証拠の矛盾にも目を閉ぎ、無理やり自白にしました。

「娘殺しの母親」という符名を背負ったままでは生きていけません。無実を証明するた

めには、裁判所に裏切られ続けても、勝利を信じて闘うしか道はなく、弁護団と支援者に支えられ、21年かけて再審を求めて闘い、ついに真っ白な無罪判決を勝ちとりました。

しかし、このまま黙って終われません。なぜ警察と検察は自分の過ちを認めず謝罪もないのか。違法捜査の責任を追及する国賠訴訟を起こしました。私の事件を教訓に二度と冤罪犠牲者を生んではしくありません。無実の人を救済する再審法の改正が絶対に必要です。



東住吉冤罪事件
青木恵子さん

私たちも賛同します

無実の人の冤罪から救済するため、再審法改正の提言に賛同します。（2018年11月現在）※50名前後

青木恵子 東住吉冤罪事件全国連絡会
井戸謙一 加東尼泊爾人人工呼吸器事件主任弁護士、元裁判官
宇都宮健児 弁護士、元日本弁護士連合会会長
鷹志田祐哉 弁護士、日中通商における促進開示に関する特別委員会委員
川崎英明 兼西学院大学法律学部教授
木谷 明 弁護士、元裁判官
串崎 浩 日本法律社
ゴビンダ・マイナリ 血液O型殺人事件冤罪被容者
齊藤 誠 弁護士、松浦事件弁護団共同代表
桜井昌司 布川事件国際原告
里見 譲 兼西大学教授
白取祐司 神奈川大学法科大学院教授
周防正行 弁護監修
菅家利和 足利事件冤罪被容者
手島祥洋 朝日新聞社
豊崎七助 九州大学教授
新倉 修 青山学院大学名誉教授
西崎勝彦 弁護士、袴田事件弁護団長
水谷規男 大阪大学教授
水野智津 苏政大学教授、元裁判官
村井敏那 一橋大学名誉教授
安原 浩 弁護士、近畿大学法科大学院教授、元裁判官

今、再審法を変える好機

弁護士、元裁判官 木谷 明さん



身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれているても、冤罪者は救済されない。請求人に有利な証拠が裁判所の目に触れることなく有罪判決がそのまま維持されるのは、どう考えても不合理。再審段階における全面的証拠開示が必要不可欠とされるのはそのためだ。

また、長年月の審理の後ようやく再審開始決定が出ていても、検察官が不服を申し立てれば、それだけで、救済はさらに遅延する。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の觀点から当然禁止されるべきだ。

少なくとも以上2点の法改正は、契約の急務といわなければならない。

再審法改正をめざす市民の会

連絡先：再審・冤罪事件全国連絡会
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター5階 日本国民救援会内
TEL: 03-5842-5842 / FAX: 03-5842-5840

再審のために、すべての証拠を開示せよ！
検察官の再審妨害（不服申立）を禁止せよ！



再審法改正をめざす市民の会 (準備会)

この証拠が 始めから出ていれば

無罪証拠が隠され、無実の人が有罪に

足利事件

菅家利和さん

事件発生：1990年5月 再審無罪確定：2010年3月

1990年5月、栃木県足利市内のパチンコ店で、4歳の幼女が行方不明になり、翌日近くの河川敷で遺体となって発見された。

翌年12月、市内の幼稚園バス運転手だった菅家利和さん（当時45歳）が任意同行され、自白強要の後、逮捕された。被害者の衣服から検出されたDNAが、菅家さんの型と一致することで、有罪（無期懲役）が宣告される。

当時のDNA鑑定は重大な欠陥があったが、最高裁も証拠能力に墨付きを与え、冤罪に手を貸した。

再審請求するが、宇都宮地裁はDNA再鑑定を許さないまま請求を棄却。だが、即時抗告でDNA再鑑定が行われた結果、菅家さんと真犯人のDNAは異なることが判明。2010年3月、再審無罪となる。

布川事件 桜井昌司さん 杉山卓男さん

事件発生：1967年8月 再審無罪確定：2011年5月

1967年8月、茨城県利根町布川で60歳代の男性が殺害され、金品が奪われた。桜井昌司さん（当時20歳）と杉山卓男さん（同21歳）が別件逮捕・自白強要される。公判では一貫して無実を訴えるが、1970年10月、有罪判決（水戸地裁土浦支部）。控訴、上告も棄却され無期懲役が確定。2度目の再審請求で2005年9月、再審開始決定。

未提出証拠の開示請求をくり返し、目撃証人の初期供述、遺体の首に巻き付けられた下道、死体検査書（白と矛盾する）、第三者の毛髪などを開示させたところ、写真の順序を入れ替え、阪原さんが自分で現場へ案内したかのように証拠を偽造していたことが発覚した。検察の即時抗告で再審開始が遅れている。

東電OL殺人事件 ゴビンダ・マイナリさん

事件発生：1997年3月 再審無罪確定：2012年11月

1997年3月、東京都渋谷区内のアパートの一室で、東京電力女性社員が殺害された。隣のビルに居住するキバール人のゴビンダさんは、現場の部屋の鍵を持っていたことなどから疑われたが、終始否認。一番、東京地裁は無罪判決（2000年4月）。だが、控訴審（東京高裁）で逆転有罪（2000年12月）無期懲役となり、上告も棄却。

獄中から再審請求。執拗に請求して開示させた証拠をDNA鑑定した結果、被害者の衣服、身体から真犯人と目される人物のDNAが複数検出された。さらに被害者の体表に、O型（ゴビンダさんはB型）の唾液が付着していたという鑑定書が、逮捕前にすでに作成されていたことが明らかになった。

日野町事件 阪原弘さん

事件発生：1984年12月 再審開始決定：2018年7月

1984年12月、滋賀県日野町で酒店を経営していた女性店主が行方不明となり、翌年1月、遺体発見。3年後の1988年3月、酒店の常連客だった阪原弘さんが逮捕され、自白を登録される。1995年6月、大津地裁で有罪、無期懲役。上告が棄却され、2000年10月に確定。

第1次再審請求中の2011年3月、阪原さんが他界。家族が引き継いだ第2次再審請求で、2018年7月に再審開始を決定（大津地裁）。

引き当たり検査報告書の写真のネガを開示させたところ、写真の順序を入れ替え、阪原さんが自分で現場へ案内したかのように証拠を偽造していたことが発覚した。検察の即時抗告で再審開始が遅れている。

道理なき 検察の抵抗

検察が不服を申し立て、再審開始を妨害

袴田事件 裴田巖さん

事件発生：1966年6月 再審開始決定：2014年3月

1966年6月、静岡県清水市（当時）で、味噌製造会社専務宅から出火、焼け跡から一家4人の危険者がみつかった。従業員だった袴田巖さん（当時30歳）が逮捕され、異常な長時間取調べで自白を強要される。一審静岡地裁で死刑判決（1968年9月）。控訴も上告も棄却され、死刑が確定（1980年12月）。

第1次再審請求では、検察は一切の証拠開示に応じず、第2次請求で、ようやく600点の証拠を開示。その結果、証拠捏ねが明らかになり、2014年3月、静岡地裁が再審開始を決定。

検察が即時抗告し、東京高裁がこれを認め（2018年6月）再審開始を取り消したため、現在、最高裁に特別抗告中。

大崎事件 原口アヤ子さん

事件発生：1979年10月 再審開始決定：2017年6月

1979年10月、鹿児島県大崎町で、鷹の家の男性の遺体が、自宅敷地内の牛小屋で発見された。被害者の長兄と次兄が自白し、兄の妻だった原口アヤ子さんが主導したと供述。原口さんは全面否認を貫くが、懲役10年の有罪が確定。満期で出所。

1995年4月に再審請求。2002年3月、再審開始決定（鹿児島地裁）。だが検察の即時抗告により取り消される。第2次請求も棄却。第3次請求でふたたび開始決定（2017年6月）。検察が即時抗告するが、2018年3月、福岡高裁宮崎支部が棄却。検察は最高裁に特別抗告し、現在91歳の原口さんが待ちわびる再審を妨害しつづけている。

松橋事件 宮田浩喜さん

事件発生：1985年1月 再審開始確定：2018年10月

1985年1月、熊本県松橋町（当時）の自宅で59歳の男性が刺殺された。検察は、数日前に被害者と口論したことがあるとして、宮田浩喜さんに目をつけ、執拗な取調べの結果、自白を得て逮捕、起訴する。裁判の途中から否認に転じるが、一審鹿児島地裁で懲役13年の有罪判決（1986年12月）。上告棄却で別が確定（1990年2月）。

服刑後、再審請求（2012年3月）。2016年6月、再審開始決定（熊本地裁）。検察が即時抗告したが、2017年11月福岡高裁が棄却。検察はさらに特別抗告。2018年10月、最高裁が棄却。ようやく再審開始が確定した。宮田さんはすでに85歳。一日も早い無罪判決が待たれる。

ほとんど绝望的とさえいわれた再審の門をこじ開けても、検察の不服申立一つで、再審開始が何年も流れ、複数の場合、取り消された事例もある。

名張毒ふどう酒事件

1961年、三重県名張市で起きた「名張毒ふどう酒事件」では、名古屋高裁が決定した再審開始（2005年4月）を翌年12月、同じ名古屋高裁が取り消した。奥西勝さんは、2015年10月、獄中に亡くなった（享年89歳）ため、現在第10次再審がご遺族によりたたかれているが、ご遺族も高齢だ。奥西さんは、第一審でも胸元争訟を得ており、裁判所の判断も分裂したまま、再審の扉だけは固く閉じたままである。

福井女子中学生殺害事件

1986年、福井市で起きた女子中学生殺害事件は、一審で無罪だったが、控訴審で逆転有罪（懲役10年）。前川那可さんは、服役後再審請求。2011年11月、再審開始決定を得る（名古屋高裁金沢支部）。しかし検察の不服申立て取り消され、いままだ雪冤にいたっていない。

